

高年齢雇用継続給付 支給申請にかかる注意

一度支給した給付金を回収する場合は、事業主・被保険者の皆様方に
多大なる負担が生じることとなります。



★交通費の算入にかかる誤りはございませんか？

- ※ 定期券代等を数ヶ月分一括支給している場合は、使用月数で按分し、支給した月から算入してください。(端数は最終月で調整します)
- ※ 交通費の払い戻しがあった場合は、払い戻し月数で按分し、その額を払い戻しがあった月から差し引いてください。(端数は最終月で調整します)
- ※ 初回支給対象月(受給資格を満たした月)より前の月(60歳到達前等)に支払われた通勤手当は、算入しません。

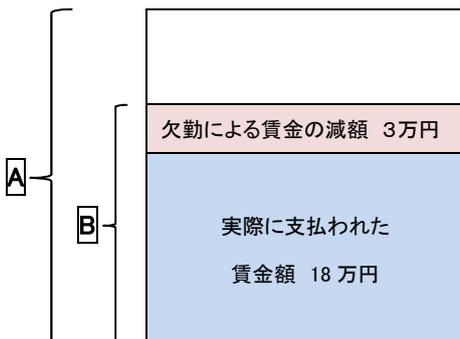
★支給対象期間中に退職(役員就任・勤務時間短縮による被保険者の喪失原因の発生)していませんか？

- ※ 月末まで在籍している場合に限り、その月までの支給が可能です。
- ※ 退職している場合は、資格喪失手続きを済ませてから、届出を行ってください。

★減額となる日数(欠勤等)の確認もれはありませんか？

- ※ 非行、疾病・負傷等による欠勤や遅刻早退、事業所の休業、私事等により、賃金の全部または一部の支払いを受けることができなかった日がある場合、「賃金の減額のあった日数」欄に、それらの日数を記載してください。
- ※ 上記により支払いを受けることができなかった賃金の額を、特記事項欄に記載してください。

こうした理由により賃金の減額があった場合には、当該減額分が支払われたものとみなして、賃金の低下率を決定することとなります。給付額に関係するため、十分に確認してください。



【例】

- A 60歳時点の賃金月額 30万円
 - B みなし賃金額 18万円 + 3万円 = 21万円
- 低下率: $21万円 \div 30万円 = 70\%$ (→ 支給率 4.67%)



支給金額は実際に支払われた賃金額を用いて計算するため、
 $18万円 \times 4.67\%$ (支給率) = 8406円となります。